

海陽町いじめ防止基本方針

海陽町教育委員会

はじめに

いじめを未然に防ぐには、児童・生徒に適切な指導をすると共に、子どもに関わる大人が、いじめを生み出さないように努めることが重要である。そして、「いじめは人として絶対に許されない」「いじめはどの園児・児童・生徒にも、どの幼稚園、学校にも起こりうる」との意識をもち、教育委員会・幼稚園・学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、一体となっていじめの問題と向き合わねばならない。

1. 基本方針策定の意義

海陽町いじめ防止基本方針は、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、海陽町教育委員会（以下「教育委員会」という）、海陽町立幼稚園、小・中学校、家庭、地域住民その他の関係機関が連携し、本町におけるいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処をいう）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

2. いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、「*児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

* 「いじめ防止対策推進法」参照

3. いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの幼稚園、学校にも起こりうることであり、根本的ないじめ問題解決のためには、全ての子供を対象にした取組が必要である。近年、いじめの形態が多様化しており、各関係者、関係機関が一体となった継続的な取り組みを推進することが重要である。

このため、教育活動全体を通して、全ての子供に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認めお互いの人格を尊重し合える態度などの素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にある要因に着目し、その改善を図り、適切に対処できる力を育むことが大切である。

加えて、全ての子供が安心安全で、自己有用感や充実感を得られる環境づくりもいじめ未然防止の観点から重要である。

4. 学校における取組

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの幼稚園、学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての子供を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。また、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談担当窓口の周知等により、いじめを見逃さない、見逃さない体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが大切であり、必要に応じて、関係機関と適切に連携し対応できるような体制整備が必要である。

5. 教育委員会における取り組み

(1) 日常的な学校支援

いじめ防止等の取り組みに関して、定期的開催される町内園・校長会や学校訪問を通じて指導・助言を行う。

(2) いじめの実態把握

幼稚園・各学校との連絡を密にし、いじめ発生状況や対応状況を調査・把握し指導に生かす。

(3) 関係機関との連携

現にある「町青少年育成町民会議」と定期的に協議を重ね、教育委員会の指導の下、必要に応じて、教育委員会の附属機関と連携して学校を支援する。

(4) 教職員研修・啓発活動

人権教育を根底に見据えた研修を推進し、いじめ問題の解決に向けて、教職員の資質向上や保護者、地域住民への啓発を図り、学校・家庭・地域が連携を深め、社会全体で児童・生徒の健全育成に取り組む体制を整える。

(5) 重大事態発生時の対処

①学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、これを町長に報告する。

②学校は、教育委員会の指導のもと、必要に応じて、教育委員会の附属機関と適切に連携し、事実確認の調査を行い迅速に対処する。

③調査結果は町長に報告し、必要がある場合は再調査を行うことができる。

6. その他の事項

附則

この方針は、平成26年10月15日から実施する